

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

納税管理人

Q : 私は、この度、3年間の海外支店勤務を命じられ家族同伴で赴任することになりました。

そこで、これまで住んでいた居宅を賃貸することにし、管理は親戚に委せることにしたのですが、納税や申告はどうすればよいでしょうか。

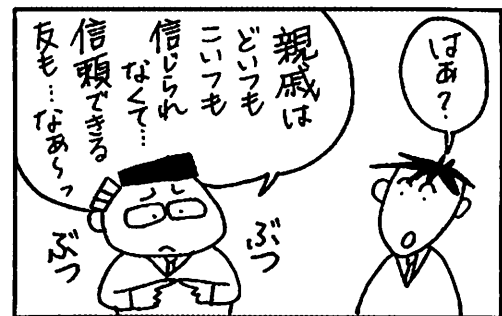
A : 親戚を納税管理人として税務署へ届け出た場合には、その後の申告や納税は親戚を通じて行うことになります。

【解説】

ご質問のように、海外転勤などで国内に住所及び居所を有しなくなる場合において、申告や納税など国税に関する事項を処理する必要があるときは、その納税者は、これらの事項を処理させるために、国内に住所又は居所を有する人でこれらの事項を処理するのに便宜を有している人のうちから「納税管理人」を選任して、自分の納税地を所轄する税務署長に届け出なければならないこととされています。

納税管理人の届出書が提出されますと、税務署では、所得税に関する書類を本人ではなく納税管理人の住所又は居所に送達することとされており、申告や納税は納税管理人が代行することになります。

ご質問の場合、親戚を納税管理人として税務署長に届け出て、その後の申告や納税を納税管理人に依頼するのがよいでしょう。



KIMIYO・I